

令和6年10月10日

決算特別委員会（令和5年度決算）

公営企業決算審査意見書概要説明資料

神奈川県監査委員



## 目 次

第1	審査の種類	1
第2	審査の対象	1
第3	審査の着眼点	1
第4	審査の実施内容	1
第5	審査の結果	2
1	決算計数の正確性及び決算表示の明瞭性について	2
2	企業経済性の発揮及び公共福祉の増進について	2
3	経営について	4



神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 2 項の規定に基づき、令和 6 年 5 月 31 日付けで提出があった令和 5 年度神奈川県公営企業決算及び関係書類について審査した結果、同決算に対する意見を合議により次のとおり決定した。

令和 6 年 8 月 27 日

神奈川県監査委員	村	上	英	嗣
同	吉	川	知	恵子
同	中	家	華	江
同	加	藤	元	弥
同	青	山	圭	一

※ 地方公営企業法(抄)

第 30 条 管理者は、毎事業年度終了後二月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類と併せて、当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

## 第 1 審査の種類

決算審査（公営企業決算）

## 第 2 審査の対象

令和 5 年度公営企業決算審査の対象は次のとおりである。

神奈川県水道事業

神奈川県電気事業

神奈川県公営企業資金等運用事業

神奈川県相模川総合開発共同事業

神奈川県酒匂川総合開発事業

神奈川県流域下水道事業

## 第 3 審査の着眼点

決算その他関係書類が法令等に適合し、かつ正確であるかなどに着眼して審査するものである。

## 第 4 審査の実施内容

審査は、知事から提出された公営企業決算及び関係書類について、次の点を主眼として行った。

- ① 決算書及び決算諸表について、計数は正確で、経営成績及び財政状態を明瞭に表示しているか
- ② 事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されているか
- ③ 経営について意見書に記載すべきことはないか

審査に当たっては、提出された決算書等とそれぞれの関係諸帳簿及び証書類とを照合し、関係職員に説明を求めるとともに、財務監査（定期監査）、例月出納検査等の結果を踏まえ慎重に行った。

## 第5 審査の結果

### 1 決算計数の正確性及び決算表示の明瞭性について

令和5年度の水道事業ほか5事業の決算書及び決算諸表について、審査した限りにおいて、計数は正確なものであり、経営成績及び財政状態を明瞭に表示しているものと認められた。

### 2 企業経済性の発揮及び公共福祉の増進について

#### (1) 水道事業

- ・ 神奈川県営水道事業審議会は、令和5年11月に「神奈川県営水道事業における施設整備及び水道料金のあり方について」の答申を行い、水道料金について、必要な改定率は概ね25%となったとし、改定に当たっては、財政収支見通しの精査を引き続き行い、可能な限り改定率を抑える努力をすることを求めている。
  - ・ 企業庁は、上記の答申を受け、130億円の支出を削減するとともに、企業債の活用等により40億円の収入を見込むことで、水道料金の平均改定率を22%まで圧縮することとし、加えて、激変緩和措置として、企業債により更に45億円を調達することで平均改定率を段階的に引き上げることとした。
  - ・ 企業庁では、神奈川県営水道事業経営計画において、企業債充当率を1%程度ずつ引き下げていくことにより、大都市水道事業体の平均の2倍以下の水準となるよう取組を進めるとしているものの、削減目標を達成したとしても引き続き高い水準であることには変わらない。
  - ・ 今回の段階的な料金改定により不足する財源は、企業債を更に増額して対応することになるため、経営上のリスクを負うほか、将来世代への負担の先送りにもつながることになる。
- ◎ 水道事業の健全な経営に向けて、段階的な企業債充当率の縮減を確実に行っていくとともに、世代間における負担の公平性も念頭におきつつ、更なる経営努力を行うことが重要である。
- ◎ 令和元年に改正された水道法の規定に基づき策定された「水道の基盤を強化するための基本的な方針」を踏まえ、適切な時期に水道料金の検証を行うとともに、検証結果に基づき、水道料金の見直しを含め、必要な対策を講じることが望まれる。

#### (2) 電気事業

- ・ 玄倉第2発電所は、国有林治山運搬路の通行止めが続いているため、長期間休止状態となっていて、発電収入を得られない状況が続いているが、国が令和6年度末に国有林治山運搬路の復旧工事を完了させ、関係車両の通行が可能になる予定である。
  - ・ 企業庁では、玄倉第2発電所の運転再開について、同発電所等の施設・設備の健全性を詳細に確認するとともに、運転再開に向けての補修計画等を検討する必要があることから、その結果等を踏まえて総合的に判断するとしている。
- ◎ 発電収入を得ることができない状況が今後も一定期間継続することが見込まれる中で、運転再開に向けて更に多額の費用が必要となる可能性もあることから、玄倉第2発電所については、国による国有林治山運搬路の復旧工事完了後、速やかに必要な対応を行うとともに、企業経済性の発揮や公共福祉の増進の観点からの検討を進め、早期に今後の方針を決定する必要がある。

### (3) 公営企業資金等運用事業

#### ア プロミティふちのベビル

- ・ 企業庁は、地域振興施設等整備事業（自主事業）として整備したプロミティふちのベビルについて、「プロミティふちのベビル今後のあり方検討調査」において、改修投資による収益への効果を十分に判断した上で改修レベルを検討する必要があるとされたことを踏まえて、令和5年11月にサウンディング型市場調査を実施し、大規模改修及び長寿命化の手法や収支改善の可能性等のビル経営のノウハウについてヒアリングを行っており、調査実施結果の概要を令和5年12月に公表する予定であるとしていたが、いまだ公表を行っていない。
- ◎ このような取扱いは、方針決定に当たっての透明性等を確保する観点からも適切とはいえないことから、企業庁においては、改めて検討のスケジュールを明確にして公表するとともに、既に老朽化の進行と市場価値の低下も懸念されていることから、当該スケジュールに沿って速やかに今後のビル経営のあり方についての方針を決定する必要がある。

#### イ 地域振興施設等整備事業（市町村要請事業）

- ・ 市町村要請事業は、公営企業の保有資金・技術力を活用して、市町村からの要請に基づき、地域経済の発展等に寄与する施設を整備するもので、整備後は、工事費及び事務費に償還期間に応じた利子を加算した金額により市町村に施設を有償で譲渡することとなっているが、事務費には企業庁職員の人件費等の経費が含まれていることなどから、企業経済性等も考慮して、当該経費の実態を踏まえた適切なものとする必要がある。
- ・ 企業庁では、平成22年度に工事費に1%を乗じて算出した額を事務費とすることを時限的措置として決定し、これを10年以上にわたり継続しており、現時点において、これを見直す予定はないとしている。
- ◎ この間の社会経済情勢等の変化も踏まえ、速やかに事務費の算出方法の妥当性についての検証を行うとともに、その結果に応じて適時適切に事務費算出方法の見直しを行う必要がある。

### (4) 流域下水道事業

- ・ 県では、神奈川県流域下水道事業経営ビジョンを策定しており、その主要施策の一つとされている「施設の耐震化」については、令和12年度の完了を目指して必要な施設の耐震化を推進するとしていて、下水処理等に係る施設のうち、耐震化が図られていない約30施設の対策工事を行うとともに、柳島水再生センターについて、放流口からの逆流を防止するゲートを設置する津波対策を実施することとしている。
- ・ 県では、神奈川県耐水化計画を策定し、四之宮水再生センターなど3施設を対象として耐水化工事を順次行うこととしていて、令和5年度までに四之宮水再生センターの耐水化工事を完了させており、今後、引き続き、残りの施設の耐水化を進めていくとしている。
- ◎ 下水道は、他のライフラインのような代替手段がなく、使用を制限することが極めて困難な施設であることから、施設が被災した際の社会活動への影響を最小限に抑えるため、神奈川県流域下水道事業経営ビジョン及び神奈川県耐水化計画に基づき、下水道施設の耐震化及び耐水化を着実に進めていく必要がある。

### 3 経営について

- ・ 6事業のうち、受託事業である相模川総合開発共同事業及び酒匂川総合開発事業の2事業は、いずれも受託収入により実施しているものであり、損益は生じない。
- ◎ 今後とも維持管理費の節減に取り組むとともに、効率的な経営に努める必要がある。

その他の4事業については、次のとおり経営に関する意見がある。

#### (1) 水道事業

- ・ 水道事業においては、令和6年10月からの段階的な水道料金改定により水道料金収入の増加が一定期間見込まれるものの、令和10年には再び減少に転じると予想されており、中長期的には、使用水量の減少により水道料金収入は再び減少傾向に転化すると見込まれている。
  - ・ こうした中で、大規模地震に備えた水道施設の耐震化等の災害対策を推進する必要があることや、県内人口が大幅に増加した時期に整備した施設の更新費用の増大が想定されることなどにより、今後も厳しい経営状況が続くと考えられる。
  - ・ 県、横浜市、川崎市、横須賀市の各水道事業者及び神奈川県内広域水道企業団の5事業者は、連携して水道システムの再構築を計画的に実施していくため、令和6年5月に「水道システムの再構築の推進に関する覚書」を締結し、当該覚書に基づき同月に「5事業者の『施設整備計画』」を策定している。
  - ・ 「5事業者の『施設整備計画』」においては、3浄水場を廃止し、5事業者全体で8浄水場に再編することにより不足する水量を補うため、神奈川県内広域水道企業団の3浄水場を増強することや、具体的な施設整備の内容及び工程、事業者間の費用負担の基本的な考え方などが示されている。
- ◎ 神奈川県営水道事業経営計画に基づき、一層の業務効率化を図りつつ、効率的な事業運営を行うことで経費削減に取り組むとともに、5事業者の「水道システム再構築」の目標を踏まえて、水需要の減少に応じた施設のダウンサイジングや統廃合を行いながら、計画的に施設の更新を進め、中長期的な視点に立った管理運営を通じ、更なる経営改善に努めるほか、「5事業者の『施設整備計画』」に基づき、他の事業者と共に水道システムの再構築に向けた取組を着実に進めていく必要がある。

#### (2) 電気事業

- ・ 企業庁は、水力発電において、令和6年度以降は、公募型プロポーザル方式により小売電気事業者を選定することとし、令和5年9月に、「買取価格」、「環境価値の活用、電力の地産地消」及び「電力の安定供給」の3つの項目に関する提案を応募者に求め、審査を実施した結果、参加した8者のうちからSBパワー株式会社を契約相手方として決定し、同年10月に同社と電力受給契約（契約期間：令和6年4月1日から令和9年3月31日まで）を締結した。

- ・ 企業庁は、令和2年度に開設された容量市場へ毎年度参加することとしており、令和5年度においては、令和9年度を対象とするメインオークションに応札し、電力広域的運営推進機関と容量確保契約を締結した。
  - ・ 純揚水式発電所である城山発電所については、運転開始から60年近くが経過し、多くの設備が改修の時期を迎えていることから、令和6年度に長期脱炭素電源オークションに応札し、改修資金を調達しながら再整備を進め、発電能力の向上や機能の強化を図る予定であるとしている。
- ◎ 令和6年度以降は、電気事業における電力料金収入の構造が大きく変化することから、今後も電力市場の動向を注視しつつ、城山発電所の改修資金を含め、事業運営に必要な資金の安定的な確保に向けて着実に取り組んでいくことが重要である。

### (3) 公営企業資金等運用事業

- ◎ 公営企業で既往に生じた余剰資金を運用する本事業は、金利の影響を大きく受けることから、今後も金融政策や金利動向を注視しつつ、適切かつ効率的な運用に一層留意する必要がある。

### (4) 流域下水道事業

- ◎ 流域下水道事業においては、施設の老朽化に伴う改築更新等により、事業費や業務量の増大が見込まれる中、人口減少等に伴う使用料収入等の減少や経験豊富な職員の退職等により、事業運営の厳しさが増すことが懸念されていることに加え、近年、電力料金の高騰、労務単価や資材価格の上昇など、事業を取り巻く環境も変化していることから、将来にわたり安定的に事業を継続していくため、財源・人材・施設に関する経営面の課題に着実に取り組んでいく必要がある。